

令和6年度森林・林業体験業務委託公募型プロポーザル実施要項

1 趣旨

本要項は、「令和6年度森林・林業体験業務」の委託候補者を、公募型プロポーザルにより選定するに当たり、必要となる事項を定めるものである。

2 公募の概要

(1) 業務名称

森林・林業体験業務委託

(2) 業務目的

次の目的を達成するため、体験活動を企画提案し、実施する。

「遊びを通して木に触れる機会の創出や森林・林業に対する興味や学びを深める」

(3) 公募対象

次に掲げる法人又は団体とする。

ア 市内に事務所又は事業所を有する法人

イ 市内の各種団体（団体の組織、運営等に関する規約があり、定期総会を開催する団体）

ウ 市内に有する特定非営利活動法人（NPO法人）

(4) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(5) 履行期間

契約締結の日から令和7年1月31日まで

(6) 体験実施回数

委託額の限度内であれば、複数日の実施も可

(7) 委託額

事業の実施に要する費用の内、参加者の実費負担分を差し引いた額

(8) 委託額の上限

165千円（消費税及び地方消費税を含む）

(9) 発注者

一関市

(10) 担当課

一関市農林部林政推進課

連絡先：〒021-8501

一関市竹山町7番2号 一関市役所4階 林政推進課林業振興係

担当 主事 上野

電話：0191-21-8195（直通）

FAX：0191-21-4221

電子メール：rinseisuishin@city.ichinoseki.iwate.jp

3 応募に関する事項

(1) 実施要項等の配布

実施要項等は、令和6年9月4日（水）から9月24日（火）まで、一関市農林部林政推進課において配布する。

また、一関市公式ホームページにも掲載する。

(2) 提案者の資格要件

本要項2の(3)と同様

4 提案書類

次に掲げる書類を提出すること。

(1) 申込書（様式第1号） 1部

(2) 企画提案書（任意様式） 2部

※ 森林・林業体験の事業名、体験内容、タイムスケジュール、募集人数、実施場所、移動方法（現地集合又はバス移動の別）、募集方法、実施時期及び関係機関等を記載すること。

(3) 見積書（任意様式） 2部

※ 体験に係る企画費等の一切の経費を含めることとし、項目、単価、数量、金額及び税等を記載すること。

(4) 提案者の概要が分かる資料等（任意様式） 2部

(5) 定款、規約又は会則（任意様式） 2部

(6) 役員又は会員の一覧（任意様式） 2部

5 提案書類の受付

(1) 受付期間

令和6年9月4日（水）から令和6年9月24日（火）必着
（土曜・日曜及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで）

(2) 提出先

本要項2(10)担当課宛て

(3) 提出方法

- ・ 郵送、宅配又は持参
- ・ 郵送及び宅配の場合は、書留郵便等配達記録が確実に残る方法により送付すること。なお、事故等による未着について、本市では責任を負わない。

6 質問受付及び回答

(1) 質問受付

ア 受付期間

令和6年9月4日（水）から9月24日（火）午後5時まで

イ 提出先

本要項2(10)担当課宛て

ウ 提出方法

電子メール

エ 記載事項

質問者の事業者名、部署、氏名、連絡先電話番号、質問内容

オ 留意点

- ・ 質問書は、任意様式とする。
- ・ 電子メール以外での質問は、受け付けない。
- ・ 電子メールの件名は、「森林・林業体験業務質問」とすること。
- ・ 評価及び審査に関する質問には、回答しない。

(2) 回答

ア 回答方法

質問に対する回答は、電子メールで行う。

イ 留意点

- ・ 仕様書等に関する質問の回答は、仕様書等の記載内容の追加又は修正とみなす。
- ・ 同趣旨の質問が複数あった場合、電子メールで回答する他、質問及び回答をホームページに掲載する場合がある。その場合、質問者の名称等については、公表しない。

7 提案書類の審査

(1) 審査方法

提案書類の審査により行う。ただし、提案書類に不明な点がある場合は、市から提案者へヒアリングを行う。

(2) 審査基準

次に掲げる項目を総合的に勘案し、評価の高いものを選定する。

ア 実施体制及びスケジュール

イ 森林・林業体験の充実度

ウ 森林・林業体験の実現性

エ 森林・林業体験による効果

オ 事業費積算の妥当性

(3) 採択団体数

1団体

(4) 審査結果

ア 審査結果は、提案者に対して郵送により通知する。

イ 審査内容及び結果についての異議は、一切認めない。

(5) 審査日程（予定）

ア 提案書類の審査 令和6年9月下旬

イ 審査結果の通知 令和6年10月上旬

8 提案に係る留意事項

(1) 費用負担

提案に関して必要となる費用は、全て提案者の負担とする。

(2) 提案書類の取扱い

ア 提出された提案書類等は、原則として返却しない。

イ 提出された提案書類等は、本プロポーザルの目的以外には使用できないものとする。

ウ 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合には、一関市情報公開条例（平成18年12月22日条例第77号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。

(3) 関係機関への照会

必要により、提出された書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。